

告示

埼玉県告示第七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年一月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
なの花薬局 本庄おじま店	名称	おじま薬局	なの花薬局 本庄おじま店

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	施術所名称	施術所所在地		
安井 成人	安井 俊美	川口市桜町三―二―一六	はり・きゅう安井整骨院	安井はりきゅう整骨院
鳥居 俊美	鳥居 俊美	草加市谷塚上町五九五―一一	鳥居 俊美	とりのい整骨院
		川口市榛松二五九		

佐藤 博志				小林 伸人
施術所所在地	施術所名称	施術所所在地	施術所名称	施術所所在地
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	一 川越市笠幡三七二五―
東京都板橋区赤塚新町三―三〇―三	アスリートケアマッサージ治療院	東京都板橋区弥生町三―六―一〇一	院 アスリートケア整骨	川越市笠幡四五六七 ―一二